「余地」 ~相談業務を楽しむ方法 2~

<ご利用は計画的に>

杉江 太朗

~「お金」~

とある児童相談所で相談業務に携わっ ています。今回のテーマは、くご利用は 計画的に>とさせて頂きました。皆さま、 どのようなことを思い浮かべましたか。 とあるテレビCMを思い浮かべた方が多 いのではないでしょうか。

ここでは、消費者金融を扱いたいわけ でも、読まれている方に消費者金融を勧 めたいわけでもありません。私は、金融 関係の職場で働いていたことがあります。 自分のお金ではありませんでしたが、1 億円を持ち上げたことのある児童福祉司 は中々いないのではないでしょうか。

ここでは、そのCMで扱われている『お 金』、特に相談業務における『お金』につ いて考えてみたいと思います。

~様々な側面を持ち合わせる『お金』~

『お金』といっても様々な側面があり ます。一言で片づけられるものではあり ません。

例えば、労働の対価として支払われる 賃金も『お金』です。また、児童相談所 は行政機関の 1 つであり、つまりは公務

員です。公務員といえは、予算。国でも 都道府県でも市町村でもそれぞれの規模 は違うかも知れませんが、全てそれも『お 金』です。また子どもに関することで言 うと、保育料から学費、塾代、さらには 子どものお小遣いまで全てが『お金』で

資本主義のこの世界で、『お金』を切り 離して生活をすることは不可能です。今 回はその中でも大学に関する『お金』、特 に社会的養護と呼ばれる環境で生活をし ている子どもたちの大学進学資金につい て考えてみたいと思います。

~強いられる自立~

社会的養護とは、厚生労働省の定義で は、「保護者のない児童や、保護者に監護 させることが適当でない児童を、公的責 任で社会的に養育し、保護するとともに、 養育に大きな困難を抱える家庭への支援 を行うこと」とされており、特にその中 でも、施設や里親、ファミリーホームと 言った環境で生活することを示すことが 多いと思います。

社会的養護の課題として良く上がるの

が、原則 18 歳までしか利用できないということです。児童とは、児童福祉法上、

「満 18 歳に達するまでの者」と定義されています。通常 18 歳といえば、高校3年生で到達する年齢なのですが、その年齢を超えると児童ではなくなるということです。かといって、高校3年生の誕生日がきて突然施設を出ていかなければいけないというわけではありません。「措置延長(在所延長)」といって、必要と認められる場合は、その年度末まで(高校を卒業した年度末まで)延長が可能であり、国レベルでも積極的にその制度を使い自立をサポートするようにと言われています。(昨年度より20歳まで延長が可能であったのが、22歳まで延長が可能と変更になりましたが、その話は後述します。)

つまりは、高校を卒業したら施設、里 親宅から出ていくということが原則とし て定められており、言い換えれば、高校 を卒業するまでは社会が制度を使って面 倒を見るということが定められているの です。

このように施設や里親制度を利用している子どもたちは、社会から高校を卒業した時点で、18歳で自立が強いられてしまう現実があるのです。

でも考えてみて下さい。高校を卒業してすぐに自立をしなければいけないということについて。みなさんは、18歳という年齢をどのようにお考えになりますか。18歳になれば、普通自動車の免許を取る

ことが可能になります。あと、パチンコなどのギャンブルをすることが可能になります。直近では、選挙法の改正により、有権者として認められるようになりました。様々な形で大人への仲間入りを果たす年齢ともいえます。その一方で、18歳は未成年であり、親権者の影響を大きく受ける年齢です。親権者は、未成年者の教育、居住、財産、職業などを管理する立場にあると定められています。ここでの18歳は、「まだ子どもであるから、大人が管理しなければいけない」ということが前提となっています。

そのような、大人なのか、子どもなのか、状況によって扱われ方が変わる年齢にも関わらず、社会的養護の中では、「自立」が強いられてしまいます。

現実的な進路選択はどのようになっているのでしょうか。一般的な 18 歳と言えば進学か、就職かで悩み、親に相談しながら、親の援助を受けながら進路を決定していくでしょう。少なくとも、家に残るという選択肢もある中で、進路を決定していくことが多いと思います。しかし、里親や施設を利用している子どもたちは、その場に残るという選択肢がほぼ残されておらず、就職をするにしても、進学をするにしても、まずは居住する場所を確保する必要があります。

古いデータになりますが、厚生労働省 の平成 24 年度の全高卒者の大学進学率 は 53.2%でした。約半数が高校卒業後、 進学を果たしています。一方で、児童養護施設出身の子どもについては、12.3%という数字になっています。また就職率はというと、全高卒者の就職率が16.9%でしたが、児童養護施設出身の者については69.8%でした。

この数字の差は、『お金』が大きく影響 していると考えられます。

~どうやって自立を目指すのか~

児童養護施設や里親宅で生活している 子どもはどうやって自立を目指している のでしょうか。ここでは、私の今までの 経験を踏まえてお話します。

まず自立に関する制度ですが、正直、 十分に制度が整っているとは言えません。 進学、就職をするにあたって、準備金、 支度金なるものが制度として定められて いますが、その金額は30万円にも満た しません。30万円と聞いて、これを多い と感じる方もいるかも知れませんが、 「30万円やるから、その後は一人で生き ていけよ。よろしく」と聞いたらどのよ うに感じますか。正直、ただの手切れ金 にしか思えませんよね。これだけでは、 アパートを借りる初期費用も賄えるかど うか怪しいものです。それ以外にも施設 のアフターフォローなど定められている のですが、『お金』に関して皆が確実にも らえるのは、これだけなのです。

そのため、施設を利用している子ども については、「自立するために」という合 言葉を振りかざされ、アルバイトをして、 貯金をすることを強く推奨されます。大 学進学を目指す場合も、学費を賄うため のアルバイト、就職を目指す場合も、住 居の初期費用などを貯めるためのアルバ イト、言い方については、都合良く言い 換えられながら、自己資金を貯めること を余儀なくされます。

当然、『お金』は簡単にはたまりません。 高校にも行っている場合が多いので、成 績を落とすとアルバイトを減らすように 言われてしまいます。でも将来の『お金』 は貯まりません。貯金を増やすためにア ルバイトを増やします。そうすると勉強 をする時間がなくなります。そうすると 成績が下がるので・・・。という悪循環 も良く目にします。

そのため、自己資金で進学をすることはほぼ不可能とも言えます。そのことが壁になって、前述した就職率が高くなっていると思われます。でもその中でも進学を希望し、進学を決定する子どももいます。

その際、多くの援助者が勧めるのが日本学生支援機構の奨学金ではないでしょうか。ホームページには、『経済的な理由で、修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢を踏まえて、学生等が安心して学べるよう「貸与」または「給付」する制度です。』と書かれています。ここで気をつけなければいけないのが、「貸与」についてです。貸

して与える・・・字の通りですが、あくまでも貸しているもの、つまり、借りた人は返さなくてはいけません。借りたものは、返すことは当然のことなのですが、リスクについては、十分に知っておく必要があります。

最近、ニュースで奨学金を返済できない人が増えていると聞いたことがありませんか。例えば、月に 10万円を借りたとします。10万円×12か月=120万円。120万円×4年=480万円。無利子の奨学金もありますが、有利子の奨学金もありますが、有利子の奨学金もあります。つまり、順調に卒業できたとしても、480万円の『お金』を借りた状態で卒業をすることになります。その『お金』を返していくのに何年かかるでしょうか。

また、例として挙げたのは、10万円でしたが、実際のところ、月に 10万円だけで生活をしていくことは難しいと思われます。貯蓄があれば、貯蓄を食いつぶしながら、貯蓄がなければ、アルバイト等をして自分で賄うしかありません。アルバイトするとすれば、日中は大学があるため難しいでしょう。アルバイトを増やすことで学業が疎かになることもあるかも知れません。学業を疎かにしてしまった。入学金、授業料などは基本的には返ってこないので、借りた奨学金は、そのまま借りた『お金』として残っ

てしまいます。

もし、そこで、親が肩代わりしてくれるなどの援助があれば良いのですが、施設を退園した子どもたちに、そのような親がいることは稀です。どう考えても、貸与型の奨学金は、安心して学べる為の制度だけではないように思えてきます。

このことは極端な例かも知れません。 しかし、援助者はそのようなリスクがあることを知っておく必要あり、そのリスクを進学する子どもに伝えなければいけません。そのことが、進学を諦めさせることになったとしても、子どもの将来を考えたときに、借金を数百万円抱えた大卒の社会人を目指させるのか、借金のない4年間働いて少しは貯金のある高卒の社会人を目指させるのか、どちらが良いと考えてみて下さい。

~でも大学進学を諦めない~

とは言いながらも、この世の中です、 大学進学をして、知識を増やし、選択肢 を広げてやりたいと思う気持ちもありま す。むしろその気持ちは年々高まってい ます。かつて、日本学生支援機構を頼ら ずに進学を目指すと豪語するとある施設 の施設長さんがいらっしゃいました。

実際のところ、様々な法人、団体、財団などが、施設、里親出身の児童を対象にした給付型の奨学金制度を拡充しつつあります。その中には、生活費と学費の両面を助成してもらえるものもあります。

当然、皆が利用を出来るものではありませんし、エントリーをしても受給できるかどうかはわかりません。

しかし、私が担当した子どもたちには その事実を伝え、進学を目指すのであれ ば、可能な限りエントリーをするように 勧めています。普通の高校生はそのよう なことを考えることは少ないのかも知れ ません。施設、里親の子どものみが背負 わされていることであり、その責任を子 どもに背負わせたいわけではありません が、大学進学を目指す場合には、その方 法が、今は一番現実的だと思っています。

エントリーをする際の申請書を書くときなどは一緒に考えたりすることもあります。読み手がどのように受け取るのかなど一緒に考えます。その際には子ども自身の成育歴にも触れることになります。自身の生い立ちをどこまで相手に伝えて、武器に出来るかなど、かなり慎重に対応する必要があります。またそのことを一緒に扱える関係性も大切です。そうしたプロセスを経て、進学というその子どもの決定を強固なものにしていけるのではないでしょうか。

~ご利用は計画的に~

大学進学を後押しする形で、施設、里 親宅での生活について、20歳まで延長が 可能であったものが、22歳まで延長が可 能となりました。国が法整備をして、実 施については、各自治体に任されててい る一面があるようで、各自治体によって 進行具合は違うかも知れません。少なく ともその制度を利用することで、22歳、 つまり、大学を卒業する年齢までは、生 活場所を確保することが出来るようになったのです。とはいっても、同じ施設内 に未成年と成人が入り混じることの運営 上のリスクも出てくることでしょう。今 までは未成年のみを対象としてきたとこ ろから、20歳、21歳の成人も対象となるのです。法律上は、飲酒、喫煙が可能 となりますが、その指導まで施設職員が 担わなければいけないのでしょうか。そ のあたりのすみ分けがどうなっていくの かは、また今後のお話しです。

施設からの自立を目指す場合、奨学金の利用については、給付型の奨学金をベースにして考えて、足りない部分を賄うという計画性が必要だと思います。当然、給付型の奨学金については、皆がもらえるものではありません。でも、各自治体独自で、利用できる選択肢は増えてきているはずです。

そうした選択肢をいち早くキャッチし、 自身の引き出しに入れておく、そして必 要なときに引き出しを開けるということ を出来るように私はしています。

全国社会福祉協議会と全国児童養護施設協議会が共同で給付型の奨学金制度の一覧を冊子にして作っています。それを手に入れる前は、せっせとホームページを探し当て、そこから各法人に電話をし

て、利用が可能なのか、受給が出来るの か、聞いてまとめていました。

大きな協議会の力は素晴らしい。個人 の力では到底及びませんが、上手に使わ せてもらっています。

『お金』は、テレビでは、「政治とカネ」という風にネガティブに扱われることもありますが、今回のように、進路を検討するにあたっての素材ともなり、進路を実現するためのモチベーションともなり、また進路を決定するための武器ともなります。『お金』を介して物事を捉えなおすことが、可能性を広げるチャンスに繋がります。ご利用は計画的に。いや、ご利用は戦略的に、夢を実現していきましょう。